

# 市川町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

令和5年3月3日要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図るため、市川町内の老朽危険空き家を除却しようとする者に対し、予算の範囲内で、その除却費用の一部を補助する市川町老朽危険空き家除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において老朽危険空き家とは、長期にわたり使用されていない建物で、老朽化により人又は物に危害を及ぼすおそれがあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 老朽危険空き家の所有者。所有者が死亡している場合は、所有者の法定相続人

(2) 老朽危険空き家の存する土地の所有者（当該老朽危険空き家の所有者から解体撤去について同意を得た者に限る。）

(3) その他町長が前2号に規定する者と同等の権原を有すると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 老朽危険空き家の所有者のほかに所有権その他の権利を有する者（以下「共有者等」という。）がある場合において、当該老朽危険空き家の除却について全ての共有者等の同意が得られない者

(3) 市川町暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者

(補助要件)

第4条 補助金の交付の対象となる老朽危険空き家（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 一戸建ての住宅等で、その過半が居住の用に供されていたもの

(2) 敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるもの

(3) 所有権以外の権利が設定されていないものであること

(4) 法人その他の団体が所有するものでないこと

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が行う又は発注する補助対象建築物の除却工事であって、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手し、かつ、当該交付決定があった

日の属する年度末までに当該除去工事が完了し、実績報告書の提出ができるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 他の制度による補助金等の交付を受けて行う工事
- (2) 建築物の一部を除却する工事
- (3) その他町長が不相当と認める工事  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、建物の除却工事費の額に2分の1を乗じた額とし、100万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。  
(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付を申請する前に老朽危険空き家調査申請書(様式第1号)を町長に提出し、事前調査を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請に係る建築物について立入検査を実施するものとする。

3 町長は、前項の審査及び立入検査の結果に基づき、当該建築物が補助対象建築物に該当するか否かを判定し、第1項の申請を行った者に対して、老朽危険空き家調査結果通知書(様式第2号)により、その結果を通知するものとする。  
(補助金の交付申請)

第8条 前条第3項の判定が補助対象建築物に該当し、補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第4号)
- (2) 実施計画書(様式第5号)
- (3) 位置図
- (4) 平面図
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書又は固定資産証明書
- (6) 相続人が申請する場合は、戸籍謄本等所有名義人との関係が分かる書類
- (7) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (8) 納税証明書
- (9) 共有者等の同意書
- (10) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査及び調査した上で補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第6号)又は補助金却下通知書(様式第7号)により、交付申請者に補助金の交付

の可否を通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)が補助対象工事の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第8号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更に係る申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により交付決定対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第11条 交付決定対象者は、補助対象工事が完了したときは、補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第11号)
- (2) 実施報告書(様式第12号)
- (3) 工事契約書等の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 工事の着手前及び完了後の写真
- (6) 廃棄物処理に関する処分証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、報告内容が適切であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第13号)により交付決定対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の確定通知を受けた交付決定対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金を交付することが不適当と認めるとき。

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により交付決定対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消し

に係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、その取り消しに係る補助金について、補助金返還請求書（様式第16号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（市川町危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 市川町危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（令和3年要綱第21号）は、廃止する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年3月13日要綱第12号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前に行われた申込みに係る補助金については、なお従前の例による。